



### 三ノ宮南地区

神戸市中央区

- 小野柄通 1~8丁目
  - 御幸通 1~8丁目
  - 磯上通 1~8丁目
  - 八幡通 1~4丁目
  - 磯辺通 1~4丁目
  - 浜辺通 1~6丁目
- 約 54ha

0

100

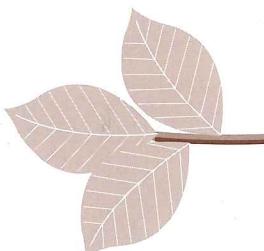
200

300m

## 三ノ宮南地区 まちづくり基本協定書

平成 20 年 5 月 28 日

三ノ宮南まちづくり協議会



**建築行為などにあたっては  
「三ノ宮南まちづくり協議会・まちなみ部会」への  
事前相談をお願いします。**

地区内で建築物や工作物の新・増・改築、屋外広告物の新設・意匠変更等の行為をされる時は、建築確認申請等の諸手続きの前、計画変更が可能な段階で「三ノ宮南まちづくり協議会・まちなみ部会」への事前相談をお願いします。

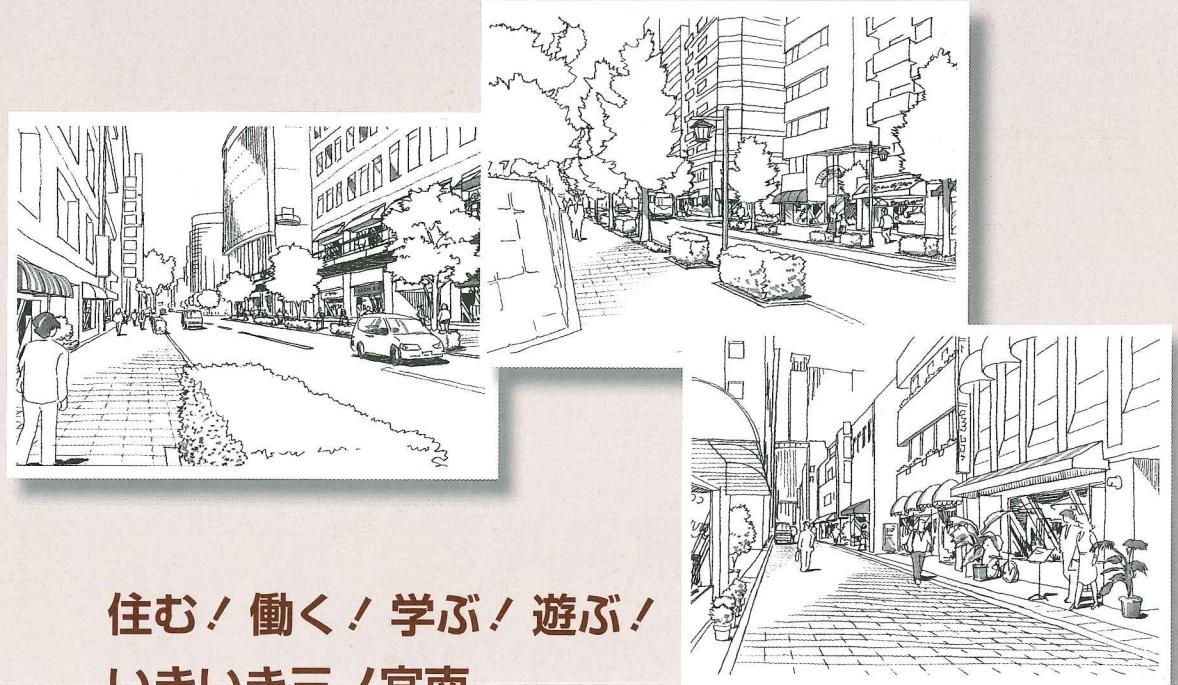
**三ノ宮南まちづくり協議会・事務局**

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 2 丁目 2-21 三宮グランドビル 9 階 森本倉庫(株)内  
TEL 078-231-4970 FAX 078-231-5471

三ノ宮南まちづくり協議会では、魅力的で活力ある都心空間の形成を目指し、地区内での建設活動等にあたっての規範として「まちづくり基本協定」を全会員の合意のもとに締結します。

## まちの将来像

商業、業務、文化、福祉、さらには住宅をも含む様々な機能が集積・複合する高質な都心空間



住む！働く！学ぶ！遊ぶ！  
いきいき三ノ宮南  
～通りによって表情を変える滞留・交流空間～

## 建設活動等にあたっての基準

### 風俗営業等の禁止

キャバレー、ナイトクラブ、個室付浴場など「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」で定める業種の立地を禁止する。

ただし、この協定締結の際現に存するマージャン屋及びパチンコ屋は除外する。

### 1階部分での住宅の禁止

まちの賑わいの連続性を確保するために、原則として建物の低層部は小売店舗や飲食店などとすることとし、1階部分での住宅は禁止する。

ただし、戸建て住宅や長屋住宅の建替えを考慮して、建築面積が100m<sup>2</sup>未満の建物については除外する。

### 都心景観への配慮

建物の新築・改築・増築や広告物の掲出等にあたっては、高質な都心空間の形成に寄与するとともに、通りの個性を演出するよう配慮する。

なお、三ノ宮南地区のうち国道2号(ポートライナー)以西の地区では、上記の基準に類似した事項が「地区計画」で定められています。

## (参考)既決定の「地区計画」

